

京都市訓令甲第 28 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第34号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)